

令和3年度 東京都コミュニティバスの導入支援事業補助金交付要綱

2 都市基交第 1051 号

令和 3 年 4 月 1 日

(目的)

第1条 この要綱は、コミュニティバス（区市町村が自ら道路法（昭和26年法律第183号）第79条の登録を受けて行う市町村運営有償運送又は区市町村が同法第9条第1項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者に委託して行う乗合バス（乗車定員11人未満の車両を用いる「乗合タクシー」を含む）の運送をいう。以下同じ。）の運行導入に向けた事業に対し、その経費の一部を補助することにより、地域特性に即した効率的な地域公共交通ネットワークの形成を促進し、誰もが移動しやすい利便性の高い都市の実現に寄与することを目的とする。

(補助事業)

第2条 この補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、コミュニティバス導入の立上げに係る事業とする。

(実施主体)

第3条 補助事業の実施主体は、区市町村とする。ただし、区市町村は、補助事業の運営を他の団体等に委託し、又は他の団体等を助成することにより補助事業を実施することができるものとする。

(補助対象経費)

第4条 この補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に要する経費のうち、別表1に掲げる補助対象経費から、運賃等の収入額を控除した額とする。

(補助金の額等)

第5条 この補助金の交付額は、予算の範囲内であって、かつ、別表1に掲げる補助限度額を限度とし、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額以内の額とする。この場合において、算出された補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 区市町村長は、この補助金の交付を申請しようとするときは、補助金交付申請書（第1号様式）に関係書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定及び通知)

第7条 知事は、前条に規定する申請があった場合において、所要の審査を行い、当該申請の内容が適正であると認めるときは、補助金の交付を決定し、交付決定通知書（第2号様式）により区市町村長に通知するものとする。

(補助の条件)

第8条 知事は、前条の規定による補助金の交付決定に当たって、必要な条件を付することができる。

(補助事業の計画変更の申請)

第9条 補助金の交付決定を受けた者がその交付申請の内容を変更しようとするときは、あらかじめ補助事業計画変更承認申請書（第3号様式）を知事に提出して申請し、その承認を受けなければならない。

(変更決定及び通知)

第10条 知事は、前条に規定する申請があった場合において、所要の審査を行い、当該申請の内容が適正であると認めるときは、補助金交付決定額の変更を行うことができる。
2 知事は、補助金交付決定額を変更したときは、補助金交付決定額変更通知書（第4号様式）により区市町村に通知するものとする。

(補助事業の中止又は廃止の承認申請)

第11条 区市町村長は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに補助事業中止（廃止）承認申請書（第5号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(事故報告)

第12条 区市町村長は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに補助事業事故報告書（第6号様式）を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第13条 区市町村長は、補助事業が完了したとき又は補助事業が完了しない場合であつても東京都の会計年度が終了したときは、速やかに実績報告書（第7号様式）に関係書類を添付して知事に提出し、事業の実績を報告しなければならない。
2 前項の規定は、第11条の規定により知事が補助事業の廃止の承認をした場合について

準用する。

(補助金の額の確定)

第 14 条 知事は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、当該実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る補助事業の成果が、第 7 条に規定する補助金の交付決定の内容及び第 8 条の規定により当該交付決定に付した条件に適合するものと認めるときは、補助金の額を確定し、補助金確定通知書（第 8 号様式）により区市町村長にその旨を通知する。

(補助金の請求)

第 15 条 区市町村長は、知事に対し、前条の規定により確定した補助金を請求するときは、請求書（第 9 号様式）により請求するものとする。

(財産処分の制限)

第 16 条 区市町村長は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

2 区市町村長は、第 4 項で定める期間を経過するまでは、知事の承認を受けずに取得財産等をこの補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

3 区市町村長は前項の処分をしようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（第 10 号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

4 前三項の規定は、補助対象事業の完了後、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）別表第 1 に掲げる耐用年数の期間を経過するまでの間適用があるものとする。

(帳簿の保管義務)

第 17 条 区市町村長は、補助対象事業に関する収支を明らかにした帳簿を備え、補助事業の完了後 5 年間保存しなければならない。

(申請書等の提出先)

第 18 条 この要綱に定める補助金の交付申請等の書類は、東京都都市整備局都市基盤部交通企画課に提出するものとする。

(その他)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、東京都補

助金等交付規則（昭和 37 年東京都規則第 141 号）の定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表1（第4条及び第5条関係）

種 目	補助対象経費	補助限度額
調査検討費	現況交通実態調査、ニーズ把握調査、計画策定に要する調査費（補助率 1/2）	1 区市町村当たり 5,000 千円
運行経費	人件費、燃料費等、コミュニティバスの運行に要する経費（補助率 1/2）	1 路線当たり 625 千円/月
車両購入費	コミュニティバスの車両購入費（補助率 1/2）	1 路線当たり 18,000 千円